児童福祉法に基づく中津川市発達支援センターつくしんぼ（指定児童発達支援）運営規程

（事業の目的）

第１条　中津川市（以下「事業者」という。）が設置する中津川市発達支援センターつくしんぼ（以下、「事業所」という。）において実施する指定通所支援の児童発達支援（以下、「指定児童発達支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び保護者の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

２　指定児童発達支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、保護者の所在する市町村、その他の指定通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

３　前二項のほか、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下、「法」という。）及び「岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例」（平成 24 年岐阜県条例第 82 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定児童発達支援を提供するものとする。

（事業の運営）

第３条　指定児童発達支援の提供に当たっては、保護者の負担により、事業所の職員以外の者による介護は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第４条　指定児童発達支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　中津川市発達支援センターつくしんぼ

（２）所在地　岐阜県中津川柳町 5-10

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤職員・児童発達支援管理責任者兼務）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）児童発達支援管理責任者　１名以上（常勤職員）

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

（ア）適切な方法により、障害児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

（イ）アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の目標及びその達成時期、指定児童発達支援を提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画の原案を作成すること。

（ウ）児童発達支援計画の原案の内容を保護者に対して説明し、文書により保護者の同意を得た上で、作成した児童発達支援計画を記載した書面を保護者に交付すること。

（エ）児童発達支援計画作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも 6 ヶ月に 1 回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画を変更すること。

（オ）利用申込者の利用に際し、指定児童発達支援事業所等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外におけるサービスの利用状況等を把握すること。

（カ）障害児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、必要な支援を行うこと。

（キ）他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

（３）児童指導員又は保育士 8 名以上（常勤換算）児童指導員及び保育士を各 1 名以上配置。
児童発達支援計画に基づき障害児に対し適切に指導等を行う。

（４）調理員 1 名以上。

（５）嘱託医 1 名以上。

（６）看護職員 1 名以上。

（営業日及び営業時間等）

第６条　事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

（２）営業時間　午前 9 時から午後 5 時までとする。

（３）サービス提供日

第１単位：月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

第２単位：月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。

（４）サービス提供時間

第１単位：午前 9 時から午後 12 時までとする。

第２単位：午後１時から午後５時までとする。

（利用定員）

第７条　事業所の利用定員は次のとおりとする。

（１）　第１単位：10 名

（２）　第２単位：30 名

（指定児童発達支援を提供する主たる対象者）

第８条　指定児童発達支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（１）　障害児（満１歳から就学前の幼児）

（２）　前号に規定する幼児のほか市長が必要と認めるものは、次のとおりとする。

乳児（1 歳未満）

（指定児童発達支援の内容）

第９条　事業所で行う指定児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

（１）児童発達支援計画の作成

（２）基本事業

（ア）日常生活訓練

日常生活動作、歩行、リズム体操、音楽活動等

（イ）集団生活適応訓練

会話、発音等の訓練

（ウ）機能訓練

理学療法、作業療法、言語療法、心理指導等

（エ）創作的活動

絵画、工作等

（オ）更生相談

医療、福祉、生活の相談等

（カ）介護方法の指導

家族等に対する介護技術指導等

（キ）健康指導

健康チェック、健康相談

（保護者から受領する費用の額等）

第１０条　指定児童発達支援を提供した際には、保護者から指定児童発達支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

２　法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、保護者から法第 21 条の５の３第２項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に対して交付するものとする。

３　次に定める費用については保護者から徴収するものとする。
日常生活において通常必要となるものに係る経費であって保護者に負担させることが適当とみられるものの実費
４　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。
５　費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）
第１１条　保護者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。
（１）　指定通所支援のサービス利用に当たっては、提供を受ける契約内容及びその履行に関する説明を受けるとともに、指定通所支援等の開始について事業者と利用契約を締結すること。
（２）　利用者は、指定通所支援利用に当たり、サービスの利用方法について、職員の指示に従うこと
（３）　その他、管理責任者が必要と認める留意事項

（利用者負担額等に係る管理）
第１２条　事業所は、障害児の保護者の依頼を受けて、当該障害児が同一の月に指定通所支援を受けたときは、当該障害児が当該同一の月に受けた指定通所支援に要した通所利用者負担額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号。以下「令」という。）第 24 条第１項に規定する負担上限月額、又は令第 25 条の６第１項に規定する高額障害児通所給付費算定基準額を超えるときは、指定通所支援の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、障害児の保護者及び障害児に対し指定通所支援等を提供した指定障害児通所支援事業者に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）
第１３条　通常の事業の実施地域は、中津川市の手賀野・駒場・中津川・えびす町・太田町・小川町・かやの木町・北野町・駒場町・栄町・昭和町・新町・津島町・中一色町・中川町・西宮町・八幡町・花戸町・東町・東宮町・日の出町・本町・宮前町・桃山町・柳町・淀川町・苗木・瀬戸・千旦林・茄子川・落合・阿木・飯沼の区域とする。
市長が必要と認める時には、事業の実施地域を前２項に規定する区域に限定しない。

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）
第１４条　現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
２　協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
３　指定児童発達支援の提供により事故が発生したときは、直ちに関係する事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
４　指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものと

する。

（非常災害対策）

第１５条　事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情解決）

第１６条　提供した指定児童発達支援に関する障害児又は保護者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２　提供した指定児童発達支援に関し、法第 21 条の５の 22 第１項の規定により岐阜県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は保護者及びその家族からの苦情に関して市町村又は岐阜県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岐阜県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第１７条　事業所は、その業務上知り得た障害児又は保護者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

２　職員は、その業務上知り得た障害児又は保護者及びその家族の秘密を保持するものとする。

３　職員であった者に、業務上知り得た障害児又は保護者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

４　事業所は他の障害児通所支援事業者等に対して、障害児又は保護者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児又は保護者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待の防止のための措置）

第１８条　事業者は、障害児の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止に関する責任者の選定及び設置

（２）苦情解決体制の整備

（３）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（４）虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底

（身体的拘束等の禁止）

第１９条　事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する

ため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

２　事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
３　事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
（２）身体的拘束等の適正化のための指針の整備
（３）従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の実施

（ハラスメント防止に関する事項）
第２０条　事業者は、適切な通所支援の提供を確保する観点から、ハラスメント防止対策に関する基本方針を整備し、職場や支援現場における対策の推進を行う。

（その他運営に関する重要事項）
第２１条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
（１）採用時研修　採用後３カ月以内
（２）継続研修　年１回
２　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
３　事業所は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から５年間保存するものとする。
４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は中津川市と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則
この規程は、平成２１年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２２年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成３０年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年 10 月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年 12 月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年 10 月１日から施行する。